

甲第 4 号議案岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算及び甲第 5 号議案岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例に対する附帯決議

広域連合議会では、令和 8・9 年度の保険料率改定に関連する甲第 4 号議案岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算及び甲第 5 号議案岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、被保険者の生活を守る観点から、さらなる議論が必要との認識の下、令和 8 年 2 月 19 日開会の 2 月定例会において会期を延長した。

会期延長後、当広域連合の構成団体である県内の複数の市町村においても議論が喚起され、一部の自治体からは、岡山県の設置した後期高齢者医療財政安定化基金の活用により、保険料率の急激な上昇を抑制することを求める要望書が岡山県または広域連合に対して提出されるとともに、複数の自治体議会において同趣旨の意見書が採択されたところである。

一方、財政安定化基金を所管する岡山県においては、県議会での質問に対し、保険料率増加抑制を目的とする財政安定化基金の活用を一貫して明確に否定する答弁がなされたところである。

このため、財政安定化基金の活用を見込んで保険料率を抑制した議案に修正することは困難な状況となったが、令和 8 年 4 月以降も、被保険者が安心して医療を受診できるよう、予算に基づき保険給付を途切れなく実施していく必要があることに加え、令和 8・9 年度の

保険料率を定める条例改正が行われなければ、4月1日以降、賦課期日に保険料を徴収する根拠がなくなり、徴収できなかった保険料は、最終的には、後年度の保険料に上乘せして徴収するほかなく、将来的に被保険者に過大な負担を負わせることになりかねない。

甲第4号議案及び甲第5号議案については、議員の多数がこうしたことも総合的に判断して採決に臨んだ結果、賛成多数で可決されたものである。

しかしながら、今般の財政安定化基金に係る岡山県との協議について、執行部が一定の尽力をしたことは認めるものの、結果として、当広域連合を構成する市町村の切実な意見が、岡山県に十分伝わっていないと考えられるのも事実である。

この反省の上に立ち、次期保険料率改定に向けては、中長期的な見通しの中で、リスクに備え財政安定化基金が保有すべき残高をどう考えるかという論点も踏まえつつ、被保険者の目線に立って特例交付により保険料上昇がよりなだらかになるような活用について、広域連合としてより深く県と協議するよう求める。

また、岡山県に対しては、財政安定化基金に限定することなく、厳しい後期高齢者の実情を踏まえた的確な高齢者福祉施策を講じ、総合的な高齢者の負担が全国平均以下となるよう要望することを求める。

さらに、国に対しても、後期高齢者の負担が余りにも重くなっている実情を踏まえ、根本的な制度改革を要望するよう求める。

以上、決議する。